

野辺地町行財政改革大綱

(第5次)

令和2年3月18日 策定

野 辺 地 町

1. これまでの行財政改革の取組

野辺地町では、昭和60年3月に「野辺地町行政改革推進本部」を設置するとともに、住民の意見を反映させるための「行政改革懇談会」を設置し、「野辺地町行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直し、財政の効率化等について取り組んできました。

そして、平成8年度に策定し、平成10年度に改定した第2次の野辺地町行財政改革大綱に基づき、地方分権への大きな流れの中、組織・機構の整理、施設の廃止、公共施設の管理一元化、情報の公開、職員倫理の徹底などの改革を行ってきました。

平成14年度には、第3次の野辺地町行財政改革大綱を策定し、町民や議会、職員の協力を得て効率化に努め、使用料・手数料を概ね20%アップ、各種補助金を概ね10%削減等を実施してきました。

その後、平成28年度には、第4次の野辺地町行財政改革大綱を策定し、意見公募手続きの明確化や障害支援区分認定調査の民間委託を拡充、広報及び広聴事務の一本化、研修等による職員の育成に努めるなど事務事業等の見直しや組織力の向上を図ってきました。

併せて、統一的な基準による地方公会計財務書類を整備、収支均衡予算編成を継続するなどして、財政運営の適正化、安定化を図ってきました。

また、災害発生に備えて、自主防災組織の結成など地域防災体制の充実を図り、協働のまちづくりの推進に取り組んできました。

2. 第5次行財政改革大綱の策定

野辺地町の国勢調査人口は、昭和55年の18,419人をピークに減少に転じ、平成27年は13,524人と35年間で4,800人余り減少しています。

また、野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる将来推計人口では、2045年（令和27年）に8,829人になるものと推計されます。

こうした急激に進む人口減少や少子高齢化の進展に伴い、町税等の減少や、高齢化による医療や介護などの社会保障関係費の増大が見込まれています。

町財政においては、新庁舎建設事業など大きな事業や公共施設等の改修や更新時期の集中も想定され、一層厳しさを増していくことが想定されます。

このような環境変化に迅速かつ的確に対応しつつ、持続可能な行財政運営を行っていくため、第5次となる新たな「野辺地町行財政改革大綱」を策定しました。

この大綱は、令和2年度から実施する事項について、その取組の方針をまとめたものであり、野辺地町の行財政運営の基本となるものです。

3. 基本方針

(1) 簡素化・効率化の推進

推進する各種行政サービスの費用対効果を常に検証しながら、住民福祉の増進を図るとともに、情報化を推進する中で簡素で効率的・効果的な行政を推進します。

(2) 住民サービスの向上

行財政改革の推進にあたっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢と各課の連携のもとに住民サービスの向上等に取り組むものとしします。

(3) 目に見える行財政改革の推進

地方分権を実効あるものとするために、職員が行財政改革の意義と必要性を自覚し、更に説明責任を果たすため町が推進する事務事業や行政課題等を積極的に公表し、町民の目に見える行財政改革に取り組むものとしします。

(4) 財政の安定化

健全で計画的な財政運営を図るため、緊急度や優先度などを的確に判断し政策調整した長期的な財政計画の策定に努めることに加え、健全な財政運営を確立するため、財務状況の積極的な公表や説明機会の確保により町民等に理解を深めていただくとともに、公会計制度の活用、固定資産台帳の更新等を図ります。

4. 実施期間

令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

5. 進行管理

進行管理については、取組内容をPDCA※1サイクルに基づいた見直しや、必要に応じて取組を修正・追加するなど、毎年度検証を行い、行財政改革検討委員会に報告するとともに、その結果を公表します。

6. 重点事項

行財政改革の推進にあたっては、次の事項を重点項目とします。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 組織・機構の見直し
- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進
- (4) 職員能力開発等の推進
- (5) 情報化の推進
- (6) 公共施設管理運営等の合理化の推進
- (7) 財政の安定化
- (8) 広域行政による事務事業の共同化等の推進
- (9) 協働のまちづくりの推進

7. 具体的な取組

- (1) 事務事業の見直し

社会環境の変化に伴い、高度化・多様化する町民ニーズや新たな行政課題を的確に把握し、施策の選択や重点化を図ります。また、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、事務の適正化、行政効率、費用対効果を十分検討し、点検、評価及び公表を実施し、最少の経費で最大の効果が得られるよう事務事業の見直しを行います。

ア 事務事業の整理合理化

社会環境の変化に伴い、高度化・多様化する町民ニーズを的確に把握し、情報化社会に対応した事務事業の見直しを行います。

イ 情報公開の推進

町民等への説明責任の観点から、町民等の立場に立つて必要な情報提供されるよう、情報公開を推進していきます。

ウ 許認可等の事務手続きの簡素化と行政手続きの明確化

町民等の利便性の向上を図り、事務手続きの簡素化、効率化を進め、行政の透明性を確保しながら、行政手続きの明確化を行います。

エ 民間委託の推進

事務事業全般にわたり、先進例などを参考に民間委託等の可能性について検証し、住民サービスの向上を目的とした民間委託を推進します。

オ 使用料・手数料の見直し

受益者負担の在り方について検討・検証し、行政サービスの利用者の負担の公平性が確保されるよう、使用料、手数料等を見直しを行います。

カ 補助金の合理化

補助金の必要性、交付額等の検証・見直しを継続的に行い、補助金の適正化に努め、事業実施団体の自立を促します。

(2) 組織・機構の見直し

行政課題に柔軟に対応しながら効率的かつ効果的な行政を展開するため組織・機構を見直し、「働き方改革」の実現に向けた職員の働きやすい環境整備を図ります。

ア 組織・機構の見直し

多様化する町民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できるための効率的かつ効果的な組織機構を確立し、さらには、業務内容に即した人員の配置に努め、継続的に組織・機構の見直しを行っていきます。

イ 職場におけるワークライフバランスの推進

有給休暇の取得促進や時間外勤務の縮減対策、ストレスチェック等による心身の健康保持などにより、職員一人ひとりがワークライフバランスの充実を図ることができるよう、働きやすい職場の環境づくりを推進します。

(3) 定員管理及び給与の適正化の推進

会計年度任用職員制度の導入や、職員の定年引上げ、再任用職員の人事制度の改変により、職員定数管理の変革の時期を迎え、住民サービスの向上や財政負担などに考慮し、施策推進が積極的に進められるような組織機構の見直しや事務事業の合理化等を踏まえながら、適正な定員管理に努めます。

ア 新たな定員適正化計画の策定

会計年度任用職員制度の導入や、職員の定年引上げ、再任用職員の人事制度の改変や行政サービスへの対応などを考慮した、適正な定員管理計画の策定に努めます。

イ 給与の適正化

給与等について、国、県の状況や近隣町村や類似団体の状況に配慮しつつ、町の財政状況を考慮しながら、適正な給与水準となるように定期的に見直します。

(4) 職員の能力開発等の推進

社会経済情勢、社会環境の著しい変化や地方分権が進む中、職員の果たすべき役割が多くなるため、職員の政策立案能力や課題解決能力、情報処理能力、高度・専門的な能力を効果的に高めていきます。

また、職員一人ひとりの能力・業績を適正に評価し、人事管理を行うことで、組織力を最大限に発揮する体制を整えるとともに、組織全体の業務効率の向上を図ります。

ア 人材育成の推進

職員研修の充実や派遣研修を積極的に実施し、職員の能力向上を図り、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応できる人材育成を推進します。

人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの能力・業績を適正に評価し、組織力を最大限に発揮する体制を整えるとともに、組織全体の業務効率の向上を図ります。

(5) 情報化の推進

急速に発展し続ける情報通信技術（ICT※₂）の活用による事務事業の効率化を図り、人工知能（AI※₃）やIoT※₄、RPA※₅などの新しい技術の有効性を見極めながら、活用方法について検討し、公共サービスの高度化を推進していきます。

ア 行政の情報化の推進

急速に発展し続けるICTを活用し、事務事業の効率化を図り、AI等の新しい技術の有効性を見極めながら、行政の情報化を推進していきます。

イ 地域の情報化の推進

無線通信の高速化、スマートフォンやタブレット等の多機能端末の普及拡大により、インターネットを利用した様々なサービスの利用が可能

となるように努めます。

また、公衆無線 LAN の整備を進め、防災情報や観光情報等を容易に取得できる環境づくりを進めます。

（６）公共施設管理運営等の合理化の推進

持続可能な行政サービスを維持するため、長期的な視点を持って、公共施設の統廃合や長寿命化及びインフラ施設の更新や修繕など、公共施設等総合管理計画を基にして計画的に行います。また、再任用職員の活用、指定管理者制度等を検討することにより、財政負担を軽減・平準化し、利用者の安心、安全を確保するとともに、町民の協力と理解を得ながら、公共施設等の管理運営の合理化を図ります。

ア 公共施設管理運営等合理化の検討

再任用職員の活用など、管理方法の見直しを検討し、運営についても民間・町民等の協力も進め、合理化を図ります。

イ 公共施設の利用適正化等

公共施設の効率的利用等と受益者負担の適正化を図ります。

ウ 公共施設の維持管理

公共施設等の老朽化対策が課題となり、一斉に改修・更新時期を迎えるため、公共施設等総合管理計画に沿って、長期的な視点と計画性をもって更新・統廃合・長寿命化を進めることで、財政負担を軽減・平準化し、将来にわたり持続可能な公共施設等の管理運営を行います。

（７）財政の安定化

これまで実施してきた財政再建・財政改革の取組みは、基本的に踏襲し、財政のさらなる安定化を目指します。また、以下の項目については、重点的に行います。

ア 長期的な財政計画の策定

健全で計画的な財政運営を図るため、緊急度や優先度などを的確に判断し、政策調整を伴う長期的な財政計画を策定し、安定的な財政運営に取り組めます。

イ 財政状況の公表等

健全な財政運営を確立するため、財務状況の積極的な公表や説明機会の確保により町民等に理解を深めていただくとともに、公会計制度の活用や、固定資産台帳の更新等を図ります。

ウ 公共施設のための基金積立等

公共施設等総合管理計画を活用し公共施設を適切に管理し、将来の財政安定化、新庁舎建設事業及び公共施設の大規模改修など、適切な維持改修等の財源確保のため、基金積立金を計画的に増額します。

エ 過疎地域自立促進計画実施のための財源確保等

過疎地域自立を実現するため、継続的に過疎地域自立促進計画に基づく施策実施のための財源を確保し、いきいきとしたまちづくりを展開します。

オ 自主財源の確保等

申告・納税相談体制の充実や滞納整理事務の強化などにより、納税意識の高揚と税収確保を図り、町有地の積極的な売却等により、自主財源を確保します。また、受益者負担の適正化を図るとともに、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく振興計画の補助率かさ上げ適用を漏れなく調整しながら、国、県、市町村振興協会等の各種助成制度の有効活用を図り、計画的、重点的な施策の展開を図ります。

カ 第三セクター等に対する適切な関与等

町が出資している第三セクター等に対して、経営健全化を含む適切な関与を行うとともに、第三セクターや町が管理を委託している施設（団

体) 及び各種任意団体に対する委託料や補助金等について、現状を正しく把握したうえで、適切な支出を行います。

キ 民間活力活用等

包括的民間委託やP P P※⁶・P F I※⁷の導入など、民間のノウハウの活用等により、良質な公共サービスの見込まれる分野において、町と民間との連携を推進します。

(8) 広域行政による事務事業の共同化等の推進

全国的に進む人口減少の中で上十三地域住民の利便性を見据えて、生活圏の範囲拡大と広域的行政の役割の見地に立って企画、調整又は処理することが適切な事務について広域的な調整を図ります。

また、観光・商工事業等については全県的な事業連携も視野に入れて、事務事業の広域化等を推進します。

(9) 協働のまちづくりの推進

行政と町民が一体となり、より身近な行政サービスを実現するため、町民の声が反映され、町民が参加しやすいシステム整備を検討するとともに、広報・広聴活動を積極的に進めることにより町民との対話を深め、町民参加の促進を図ります。

ア 地域づくり団体活動支援等

各種地域づくり団体の活動を支援するとともに、地域づくりの担い手の発掘・育成を行い、町民、地域と行政の役割分担を明確にし、町民がさまざまな場面で参画、協働できる関係の構築を図ります。

イ NPO法人の設立支援等

町民が自発的に行う社会貢献活動を促進するため、NPO※⁸法人の設立を積極的に支援し、地域の課題解決のため連携していきます。

ウ 広報・広聴活動

毎月発行の広報の毎戸配布に加え、SNS※⁹を活用した町ホームページの展開により、広報・広聴活動を積極的に進めます。

※1 PDCA: Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

※2 ICT: 情報通信技術。

※3 AI: コンピュータ上で人間と同様の知能を実現させるための技術。人工知能。

※4 IoT: モノのインターネット。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組み。

※5 RPA: ソフトウェアによって、人がパソコン上で行う定型的な作業を自動化すること。

※6 PPP: 行政と民間との連携により、公共サービスを提供すること。(指定管理者制度、民間委託、PFI)

※7 PFI: 民間の資金やノウハウを活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行う手法。

※8 NPO: 非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に営利を目的とせずに取り組む民間組織。

※9 SNS: 人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。フェイスブックやツイッターなど。